

別表1

約款第6条第1項のホテル・旅館等宿泊設備を有する施設の利用料金

（月額）	
契約台数	利用料
3台まで	2,376円
4～9台	については1台毎に108円を加算
10～19台	3,564円
20～29台	4,104円
30～39台	4,644円
40～49台	5,184円
50～59台	5,724円
60～69台	6,264円
70～79台	6,804円
80～89台	7,344円
90～99台	7,884円
100台以上	8,424円

上記金額は税込み表示

別表2

約款第6条第3項のデジタル音楽放送の利用料金等

- 加入金

32,400円(税込み)

- 利用料金

（月額）	
コース名	利用料
ALL MIX	6,480円
DUAL MIX	5,400円
SINGLE MIX	4,860円

上記金額は税込み表示

※上記金額は、チューナー1台の場合の金額とし、複数台のチューナーを使用する場合には、その台数分を必要とします。

別表3

約款第6条第7項の有料チャンネル等の利用料金

1)CSデジタルパック

1台目 月額 1,296円(税込み)
2台目以降 月額 972円(税込み)

2)デジタル有料チャンネル

① BS放送		（月額）	
200	スター・チャンネル1	2,160円	
201	スター・チャンネル2		
202	スター・チャンネル3		
191	WOWOWプライム		
192	WOWOWライブ	2,484円	
193	WOWOWシネマ		

② CS放送		（月額）	
215	!sports Plus	1,404円	
225	東映チャンネル	1,620円	
226	衛星劇場	1,944円	
244	アニメシアターX(AT-X)	1,944円	
285	グリーンチャンネル1		
286	グリーンチャンネル2	1,296円	
290	プレイボーイチャンネル	2,700円	2chセット
291	チャンネルルビー	2,700円	3,240円
292	レインボーチャンネル	2,484円	2chセット
293	ミッドナイト・ブルー	2,484円	2,916円

上記金額は税込み表示

別表4

約款第7条第2項のSTBの利用料金

（月額）		
簡易型(LE)	1台目	756円
	2台目以降1台につき	540円
標準型(SD)	1台目	972円
	2台目以降1台につき	756円
標準型(ME)	1台目	1,080円
	2台目以降1台につき	864円
高機能型(HE)	1台目	1,188円
	2台目以降1台につき	972円
HDD内蔵型	1台目	1,836円
	2台目以降1台につき	1,620円
BD対応型	1台目	3,240円
	2台目以降1台につき	3,024円

上記金額は税込み表示

別表5

約款第7条第3項のSTBの破損、紛失等の場合の金額

簡易型(LE)	21,600円
標準型(SD)	27,000円
標準型(ME)	32,400円
高機能型(HE)	35,640円
HDD内蔵型	43,200円
BD対応型	75,600円

上記金額は税込み表示

別表6

約款第8条第3項のチューナーの破損、紛失等の場合の金額

アナログチューナー	21,600円
デジタルチューナー	27,000円

上記金額は税込み表示

CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款（KB0008F）

お客様が使用するケーブルテレビ用のセットトップボックス等(以下「CATV用受信機器」といいます)には、デジタル放送を受信するためのICカード(CATV用B-CASカード)(以下「カード」といいます)が添付されています。

このカードは、株式会社ビー・エス・コンディショナルアクセスシステムズ(B-CAS社)(以下「当社」といいます)が一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(以下「JCTA」といいます)と契約し、JCTAを經由してご加入のケーブルテレビ局(以下「CATV会社」といいます)に配布しているものです。

当社は、このカードを、この約款の契約(CATV専用B-CASカード使用許諾契約)に基づいてお客様に貸与します。お客様がCATV会社の用意する書面においてこの約款に同意すると、当社との間に契約が成立しますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

第1条(カードの使用目的)

このカードには、CATV用受信機器を制御する集積回路(IC)が内蔵されており、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器において、ご加入者のCATV会社が行う地上デジタルテレビジョン放送、BSデジタル放送および110度CSデジタル放送の再送信、ならびに著作権保護に対応した自主放送(以下まとめて「放送サービス」といいます)を受信する目的で使用されます。

第2条(カードの所有権と使用許諾)

このカードの所有権は、当社に帰属します。

2. この契約に基づき、お客様およびお客様と同一世帯の方がこのカードを使用できます。

第3条(カードの管理)

お客様は、このカードをCATV用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障及び破損することのないように十分注意してください。

第4条(カードの故障交換等)

カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は、カードの故障による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。

次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。

①カードの使用を開始してから、3年以上経過している場合。

②カードの故障が、お客様の不適切な取扱いに起因するものである場合。

2. 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、第1条の放送サービスが受信できないことによる損害が生じても、当社はその責任を負いません。

第5条(カードの破損、紛失、盗難等および再発行)

カードの破損、紛失または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は所定の手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は、別表に定める

カード再発行費用をCATV会社にお支払いいただきます。

第6条(カードの交換依頼)

カードの不具合やシステム変更(バージョンアップ)等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のCATV会社を通じてお客様にカード交換をお願いすることがあります。

第7条(不要になったカードの処置等)

ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のCATV会社にカードを返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

第8条(禁止事項)

このカードを、第1条のカードの使用目的に反して、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器以外の受信機器に使用し、あるいはご加入のCATV会社が行う放送サービスの受信以外の目的に使用することはできません。

2. カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。

3. カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。

4. カードを第三者にレンタル、リース、賃貸または譲渡することはできません。

第9条(損害賠償)

お客様が第8条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

第10条(約款の変更)

この約款は変更することがあります。この約款の変更事項または新しい約款については、当社のホームページ(<http://www.b-cas.co.jp>)に掲載します。

【別表】カード再発行費用

第4条第1項及び第5条に規定するカード再発行費用

2,050円(消費税込み)以下でCATV会社の定めによる

2. 前項のカード再発行費用は、ご加入のCATV会社へお支払いいただきます。

シーキヤス(C-CAS)カード使用許諾契約約款

株式会社佐渡テレビジョン(「当社」とい)は、お客様がこの約款の内容に同意される場合に限り、CSデジタル放送用ICカード(C-CASカード)(以下「カード」とい)をお客様が使用することを許諾します。お客様がこの約款に同意しユーザー登録申込書に記名・捺印したときに「シーキヤス(C-CAS)カード使用許諾契約」(以下「契約」とい)が成立したものとみなしますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

第1条(カードの使用目的)

カードには、CATV用セットトップボックス(以下「STB」とい)を制御する集積回路(IC)が内蔵されています。このカードは、有料放送サービスの視聴のために必要となります。

第2条(カードの所有権と使用許諾)

このカードの所有権は、当社に帰属します。

2. この約款に同意したお客様(以下「使用者」とい)に限り、この契約に基づきカードの使用を許諾し、STB1台につき1枚のカードを貸与します。

第3条(ユーザー登録)

お客様に対して、カードによる放送システムの円滑な運用や放送サービスの向上を図るために、当社は、第5条に規定するカード交換やバージョンアップ等のカードの運用管理業務を行います。この業務のために、お客様は次項に

定める方法によりユーザー登録を行ってください。

2. お客様は、C-CASカードユーザー登録申込書に必要事項を記入のうえ、当社又は代理店に提出してください(以下この記入あるいは次項に定める通知された情報を「登録者情報」とい)。使用者は、ユーザー登録後、転居等

により登録者情報に変更が生じた場合には、速やかに当社に連絡をしなければなりません。

3. お客様が、当社と契約を締結しているCSデジタル放送の委託放送事業者(以下「放送事業者」とい)に対して、カードの使用に関する連絡をされた場合、当該放送事業者から当社へお客様の情報(カードID番号、氏名又は法人名、生年月日、住所、電話番号、担当者(法人のみ))が書面又は電子的方法により通知されることがあります。その場合、当社は通知された情報に基づいてお客様のユーザー登録を行います。

4. 当社は、登録者情報を、このカードの使用者の情報とみなします。

第4条(カードの管理等)

使用者は、カードをSTBに常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障及び破損することのないよう十分注意(善良な管理者の注意)をしなければなりません。

2. 当社が使用者のカードが使用されたものと確認して取り扱った場合、当社は放送の受信その他受信機を用いて行われる全ての操作が使用者によって行われたものとみなし、カードの第三者による不正利用等の事故により損害が生じても、当社は一切の責任を負いません。

第5条(カードの故障交換等)

使用者は、カードに起因すると推測される受信障害が発生した場合は、当社に連絡してください。

2. 使用者から当社への連絡により、使用者に貸与されたカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合は、当該カードを交換します。この場合、当社が無償と認定した場合を除き、使用者は当社に対し、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

3. 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、放送サービス等が視聴できないことによる損害が生じても、当社は一切の責任を負いません。

第6条(カードの破損、紛失、盗難等および再発行)

カードの破損、紛失、または盗難等により、使用者がカードを使用できなくなった場合、直ちに当社に連絡してください。

2. 当社が前項の連絡を受けた場合は、当該カードを無効とし、放送事業者はカードを通じて行う各種サービスの対応を停止します。

3. 破損、紛失、または盗難等により、当社が使用者からカードの再発行の請求を受けた場合は、当社が再発行をすることを不適と認めた場合を除き、カードの再発行を行います。

4. 前項の場合、使用者は当社に対し、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

第7条(不要となったカードの返却等)

使用者は、カードが不要となった場合は、直ちに当社に連絡のうえ、カードを返却しなければなりません。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

第8条(禁止事項)

使用者は、カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。

2. 使用者は、カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。

3. 使用者は、カードをレンタル、リース、賃貸または譲渡等により、第三者に使用させることはできません。ただし、使用者と同一世帯の者に限り、使用者の責任において、このカードを使用させることができます。

第9条(契約違反)

使用者がこの契約に違反した場合、当社は契約を解除し、使用者に対し、当該カードの返却を求めるほか、当社が被った損害の賠償を請求することがあります。

第10条(免責事項)

当社は、この約款に別段の規定のある場合のほか、カードの使用に関して発生する使用者の損害について当社に故意または重大な過失のある場合を除き、一切の責任を負いません。

第11条(契約約款の変更)

この契約約款は変更することがあります。この契約約款の変更事項または新契約約款については、別に定める方法で周知します。

【別表】カード再発行費用

第5条第2項及び第6条第4項に規定するカード再発行費用は、5,400円(消費税込み)とします。